

アメリカの相互関税導入に係る中小企業支援機関の情報共有会議 次第

日時：令和7(2025)年4月7日(月)

11:00～12:00

会場：県庁3階大会議室

1 開 会

2 県からの報告

3 中国経済産業局からの説明

4 各関係機関からの報告

(1) 支援機関等

(2) 金融機関等

5 閉 会

アメリカの相互関税導入に係る中小企業支援機関の情報共有会議 出席機関

機関名
(一社)岡山県商工会議所連合会
岡山県商工会連合会
岡山県中小企業団体中央会
(公財)岡山県産業振興財団
(株)日本政策金融公庫
(株)商工組合中央金庫
(株)中国銀行
(株)トマト銀行
おかやま信用金庫
岡山県信用保証協会
中国経済産業局
岡山労働局
岡山県

アメリカによる相互関税の導入に伴う県内企業への影響及び支援策

1 アメリカによる関税の概要（報道ベース）

(1) 自動車への追加関税

- ・輸入する自動車と主要部品（エンジン・トランスミッション等）へ25%の追加関税を適用

日本からは 自動車 2.5%→27.5%
一部トラック 25%→50%

- ・自動車は4月3日発動、主要部品は5月3日までに発動

(2) 国、地域別の相互関税

- ・全輸入品に一律10%の基本関税を適用（4月5日発動）
 - ・国、地域別に関税率を上乗せし、日本には合計で24%を適用（4月9日発動）
- ※（1）自動車への追加関税への二重上乗せは行われない模様

2 県内企業への影響

- ・本県の基幹産業である自動車関連産業など、様々な分野での影響が懸念される。
 - ・現在、支援機関等を通じ影響を把握中
- ※5月1日時点で、県内企業を対象としたアンケートを実施予定

3 当面の支援策

(1) 情報提供・相談体制の強化

① 相談窓口の設置

- ・県中小企業支援センターで相談窓口を設置したほか、国においても、全国に約1,000箇所の特別相談窓口を設置（日本政策金融公庫や各地の商工会議所・商工会・中小企業団体中央会など。県内は21箇所）

② 情報提供説明会の開催

- ・相互関税に関する最新情報の提供 等

③ 県中小企業支援センターによる専門家派遣

(2) 資金繰り支援

県制度融資（経済変動対策資金）による資金繰りの支援

融資限度額 : 8,000万円

融資期間 : 10年以内（据置2年以内）

融資利率 : 当初2年間 年0.50%以内、3年目以降 1.15%以内

保証料率 : 年0.45~1.52%

2025年4月3日

米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて
経済産業省に「米国関税対策本部」を設置するとともに、
短期の対応として、特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、本日、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します。

自動車産業は、国内出荷額の2割を占める我が国産業の大黒柱であり、部品メーカーも含めた広範なサプライチェーンを有しています。経済産業省としては、関税措置による国内産業への影響を十分に精査し、必要な支援に万全を期します。

本日、関税措置の対象からの除外を求める対米交渉を進めるとともに、関税措置から我が国の産業・雇用を守り抜くため、影響を評価するとともに、必要となる国内対策を速やかに実行に移すため、「米国関税対策本部」を経済産業省に設置します。

また本日、自動車に対する追加関税措置が実際に発効したこと、また日本から輸出する広範囲の品目に追加関税を課す相互関税が発表されたことを受け、短期の対応として、具体的な支援策を以下のとおり実施します。

1. 特別相談窓口の設置

本日、各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置します。（窓口一覧については別紙1参照。）

<中国経済産業局 特別相談窓口>

相談窓口： 地域経済部 地域経済課
電話番号： 082-224-5684
相談時間： 平日 9時00分から 17時00分

2. セーフティネット貸付の要件緩和

本日、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大します。

3. 官民金融機関への相談呼びかけ

政府として官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないように、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請します。(別紙2参照。)

4. 日本貿易保険(NEXI)による資金調達等の支援

日本貿易保険(NEXI)は、輸入関税措置により影響を受ける、北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、運転資金の調達を支援します。また、関税措置に起因した損失を、輸出保険のカバー対象にします。別途詳細を決定次第、NEXI から発表予定です。

(本発表資料のお問合せ先)

1. 特別相談窓口の設置

地域経済部 地域経済課長 腰本

担当者: 舟木、森脇

電話: 082-224-5684

メール: bzI-cgk-chikei★meti.go.jp

2. セーフティネット貸付の要件緩和

3. 官民金融機関への相談呼びかけについて

産業部 中小企業課長 平山

担当者: 原田、西村

電話: 082-224-5661

メール: bzI-chusho-soukatsu★meti.go.jp

4. NEXIによる資金調達等の支援について

産業部 国際課長 好澤

担当者: 古原、竹本

電話: 082-224-5659

メール: bzI-qchgix★meti.go.jp

※メールの際には[★]を[@]に置き換えてください。

米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口(岡山県抜粋)

都道府県	機関名	支店名		連絡先
岡山県	日本政策金融公庫	岡山支店	中小企業事業	086-222-7666
岡山県	日本政策金融公庫	岡山支店	国民生活事業	0570-076541
岡山県	日本政策金融公庫	津山支店	国民生活事業	0570-077483
岡山県	日本政策金融公庫	倉敷支店	国民生活事業	0570-077626
岡山県	商工中金	岡山支店		086-225-1131
岡山県	岡山県信用保証協会			086-243-1122
岡山県	岡山商工会議所			086-232-2260
岡山県	倉敷商工会議所			086-424-2111
岡山県	津山商工会議所			0868-22-3141
岡山県	玉島商工会議所			086-526-0131
岡山県	玉野商工会議所			0863-33-5010
岡山県	児島商工会議所			086-472-4450
岡山県	笠岡商工会議所			0865-63-1151
岡山県	井原商工会議所			0866-62-0420
岡山県	備前商工会議所			0869-64-2885
岡山県	高梁商工会議所			0866-22-2091
岡山県	総社商工会議所			0866-92-1122
岡山県	新見商工会議所			0867-72-2139
岡山県	岡山県商工会連合会			086-224-4341
岡山県	岡山県中小企業団体中央会			086-224-2245
岡山県	岡山県よろず支援拠点			086-206-2180
	(全国)全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
	(中国)中小機構 中国本部 企業支援部 企業支援課			082-502-6555
	(中国)中国経済産業局 地域経済部地域経済課			082-224-5684

米国の自動車関税発効等を受けた 短期の支援策

2025年4月3日

経済産業省

自動車等に対する米国の追加関税措置への対応（短期）

①相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。

②資金繰り・資金調達支援

- 関税影響を受けた中小企業のセーフティネット貸付の利用要件の緩和。
- 官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- NEXIを通じた海外子会社への融資に対する保険の付与。
- 関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 地域の中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）の展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

①相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、**全国約1,000力所に相談窓口を設置**。
- 中小企業・小規模事業の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

＜特別相談窓口の設置機関・設置数＞

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
合計	1,053

＜各地方局の窓口課＞

地域	主な窓口課
北海道局	総務企画部 国際課
東北局	地域経済部 製造産業課
関東局	産業部 製造産業課
中部局	産業部 産業振興課
近畿局	産業部 製造産業課
中国局	地域経済部 地域経済課
四国局	地域経済部 製造産業・情報政策課
九州局	地域経済部 製造産業課
沖縄事務局	経済産業部 地域経済課

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付の要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→**特別相談窓口が設置された事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

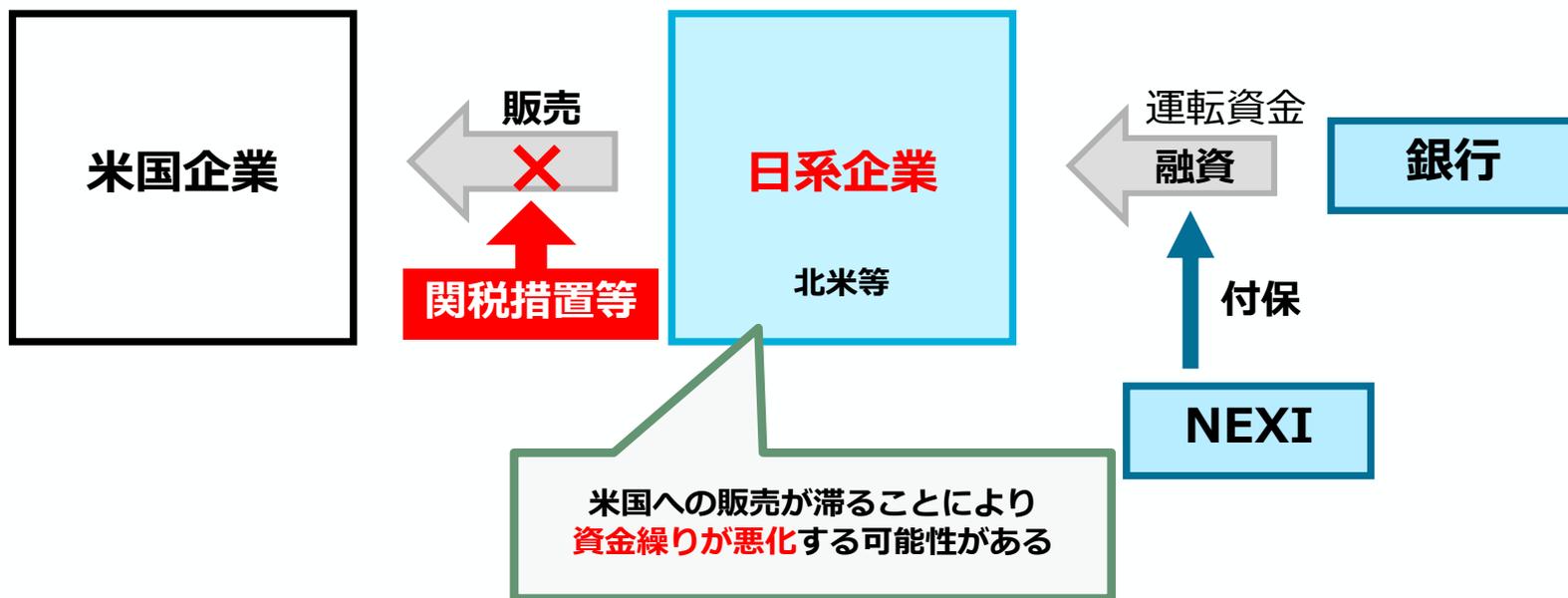
制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：4,800万円
- 貸付期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%）〈令和7年4月現在〉
(※) 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる

②資金繰り・資金調達支援

一資金調達支援

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の融資保険を通じて日本企業の資金調達を支援。

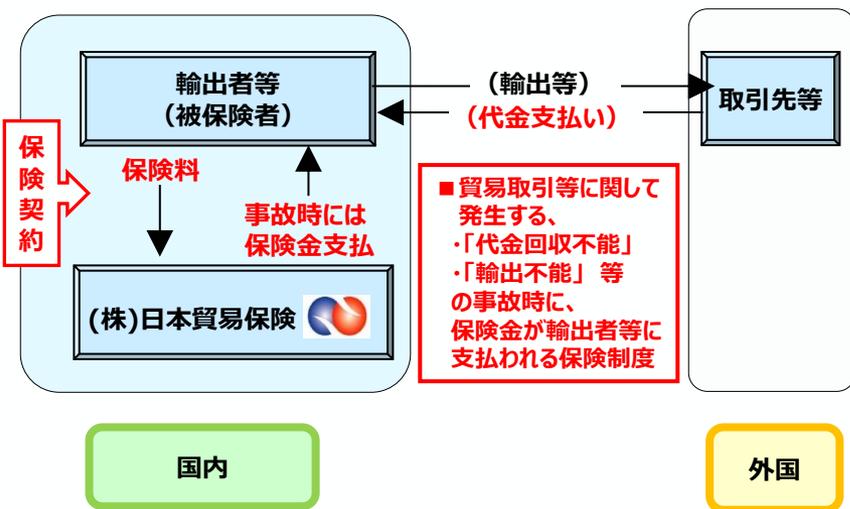


② 資金繰り・資金調達支援 － 資金調達支援

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

<貿易保険のスキーム>



<米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例>

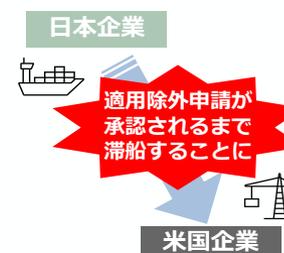
【ケース1】代金回収不能

- 米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ **回収不能となった損失**について保険金を支払い。



【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- 船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として**追加費用部分の損失**について保険金を支払い。



③ 中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

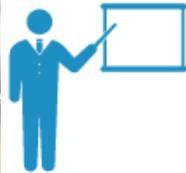
- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。
- 「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた事業者が出てきた場合には、**優先的に採択**。

「ミカタプロジェクト」（経産省予算事業：令和7年度当初6.2億円）

全国各地の支援拠点（県産業振興機構や中小機構）による伴走支援



セミナー・実地研修



窓口相談対応



専門家派遣

ステップアップ

新事業進出等 に向けた 設備導入等への補助



新事業進出等への補助により、
設備投資等を支援

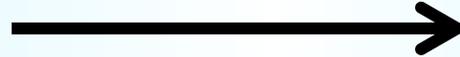
例) 新事業進出補助金1,500億円
(既存基金の活用)
生産性革命推進事業3,400億円
(R6補正) 等

相談

中堅・中小自動車部品サプライヤー



例：エンジン部品の製造



例：EV関連部品、
電動車向け軽量部品の製造

攻めの業態転換・
事業再構築を実現



雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

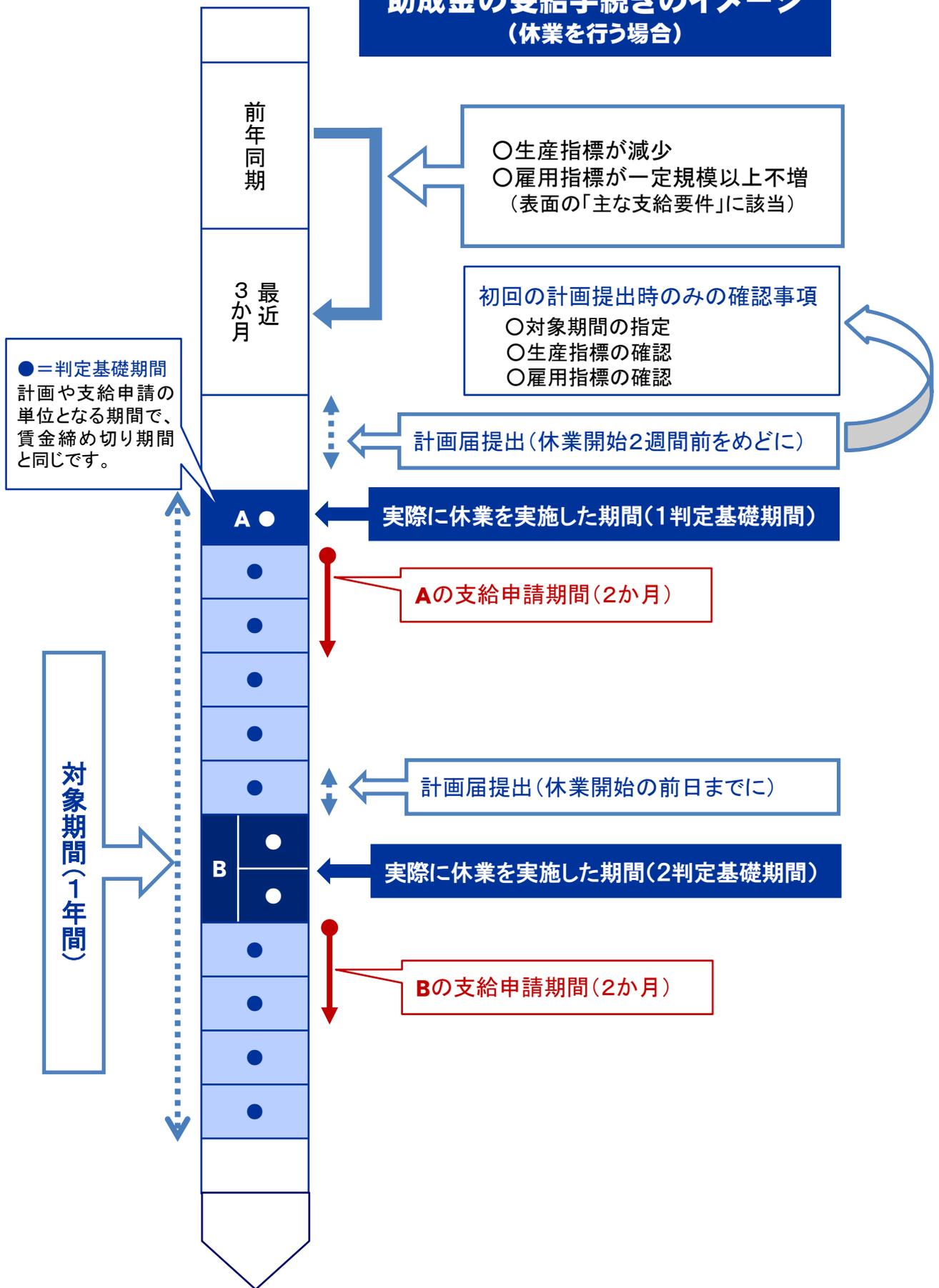
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>)をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とする「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を、2025年4月3日(木)、全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

【相談受付先】

受付窓口	電話番号
全営業店	各営業店の代表電話 (ホームページ等でご確認ください)

2. 当金庫独自のセーフティネット関連資金の内容

今般の影響に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自のセーフティネット関連資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金使途	米国自動車関税措置等により、経営・資金繰り等に影響を受けた皆さまが必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率